

オートバイの各種登録・届出の手続きについて

～小型二輪（250cc超）および軽二輪（125cc超250cc）の
新規登録、移転、譲渡、使用中止（抹消）などの登録手続き・各種届出をされる方へ～

排気量125cc超のオートバイの各種登録・届出は、北海道運輸局函館運輸支局で手続きが必要です。
これらのオートバイの税金に関しては、函館運輸支局での手続きを終えた後、函館地区自家用自動車協会で、申告書を作成し提出してください。

税の申告が行われていない場合は、前年の課税条件で旧住所地や旧使用者へ課税されることとなります。

税申告書は、函館地区自家用自動車協会に提出された後、おおむね2週間前後には、各市町へ転送されますので、課税状況などについては、各市町の軽自動車税担当へお問い合わせください。

区 分	登録・届出 (新規登録、移転、譲渡、使用中止など)	税 申 告 (申告書提出窓口)	税に関する 問い合わせ先
小型二輪 (250cc超)	北海道運輸局函館運輸支局	函館地区 自家用自動車協会	各 市 町
軽二輪 (125cc超250cc)			
原動機付自転車 (125cc以下)	各 市 町		

問い合わせ先

一般社団法人函館地区自家用自動車協会
☎0138-49-6378

または 財政課
税務グループ

あなたが書いた遺言書を法務局がお預かりします

法務局では、ご自身で書いた大切な遺言書をお預かりする**自筆証書遺言書保管制度**を令和2年7月から開始しています。この制度を利用すると、法務局が遺言書を厳重に保管するので、紛失や改ざんのおそれがありません。また、遺言者本人が死亡した後、家庭裁判所での検認手続きが不要となるほか、遺言者があらかじめ指定した方に、法務局が遺言書を保管していることを通知することができます。

函館地方法務局では、ご自身で遺言書を作成し、法務局へ預けることを検討されている方へのお手伝いとして、「自筆証書遺言書作成キット」「自筆証書遺言書の用紙例」「自筆証書遺言書の文例集（付言事項付き）」を作成しました。

詳しくは、下記へお問い合わせいただくか、函館地方法務局ホームページをご参照ください。

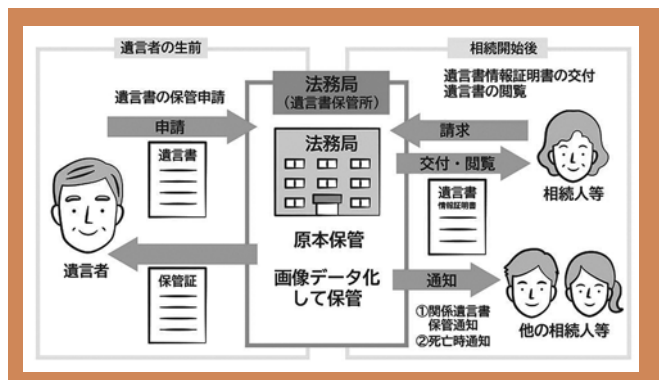
問い合わせ先

函館地方法務局 供託課
☎0138-23-9538

函館地方法務局
ホームページ



イメージ図



イラスト出典：「知っておきたい遺言書のこと 無効にならないための書き方、残し方」
(政府広報オンライン) (<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/202009/1.html>)